

平成23年度特許庁委託事業

模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

2012年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

1.3 商標権の確保

1.3.1 概略紹介

シンガポールにおける商標登録は商標法(第 332 章)および商標規則によって規律されている。

商標は主として、商標権者が提供する商品やサービスの出所や品質を示す機能を果たすものである。商標権者は、自らが所有し提供する商品やサービスと他者の商品やサービスとを識別する標識として商標を利用することができる。

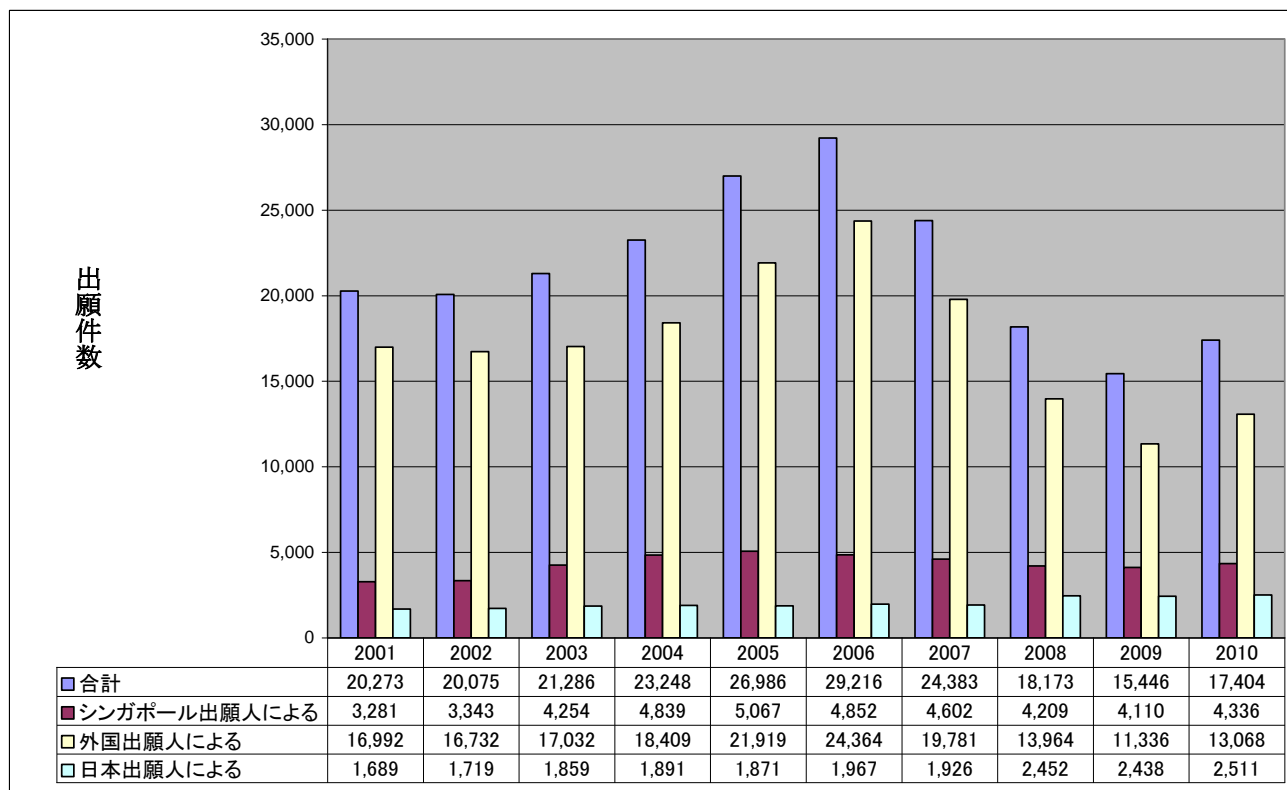
商標権者は、標識を使用する独占権を得るためにこうした標識を登録することが可能である。これは、他者がこの標識に便乗し、同一の標識または混同を生じるような類似標識を使ってビジネスを行うことを防ぐためである。

使用されているが登録されていない商標はコモンローの下で保護され、著名商標も登録されなくとも商標法で保護されることとなっているが、これらに該当する保護は保護範囲および救済の可能性という点で限定的である。したがって、商標法の下で認められる保護から十分な利益を受けられるよう、また商標の商業的可能性を最大限に活用できるよう、権利者は自らの商標を登録することが一般的に勧められる。

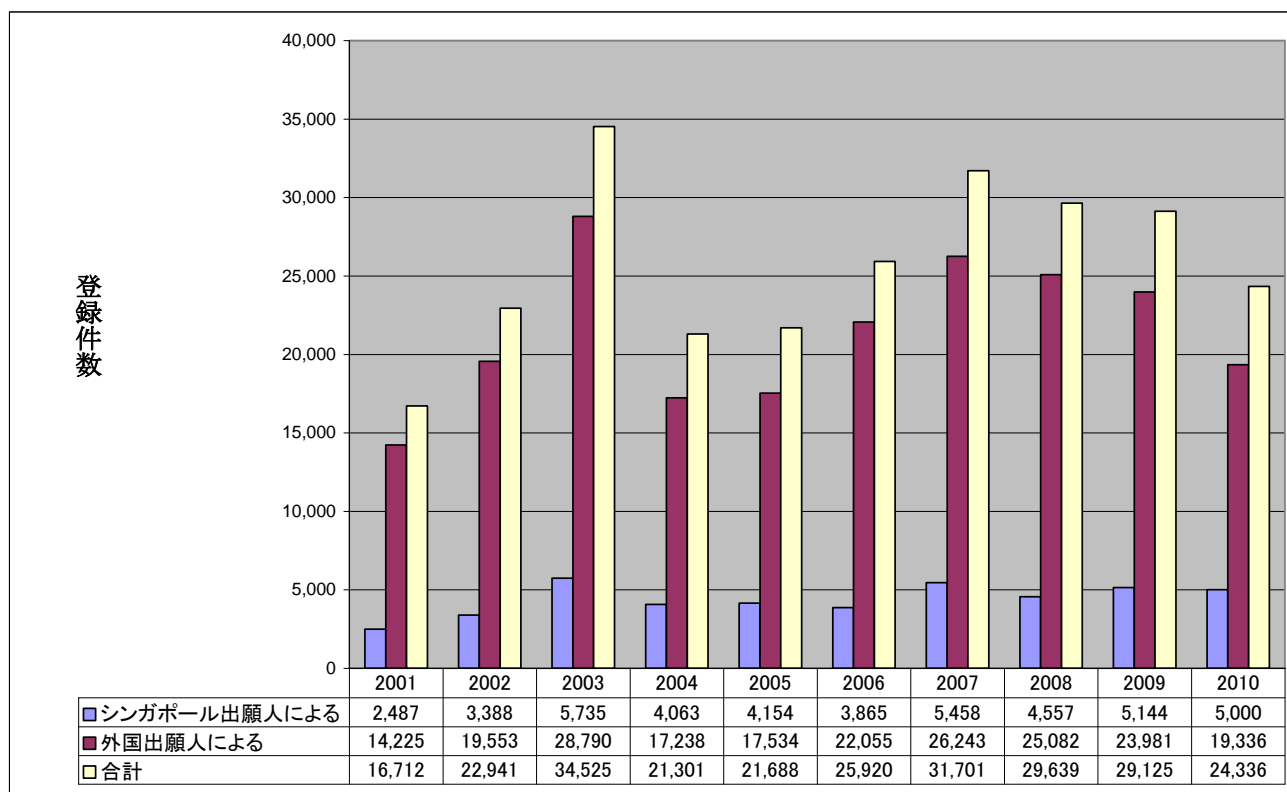
このように、企業やビジネスの場において、商品や役務をシンガポールにおいて提供する際には、商標登録を常に考慮する必要がある。

1.3.2 統計

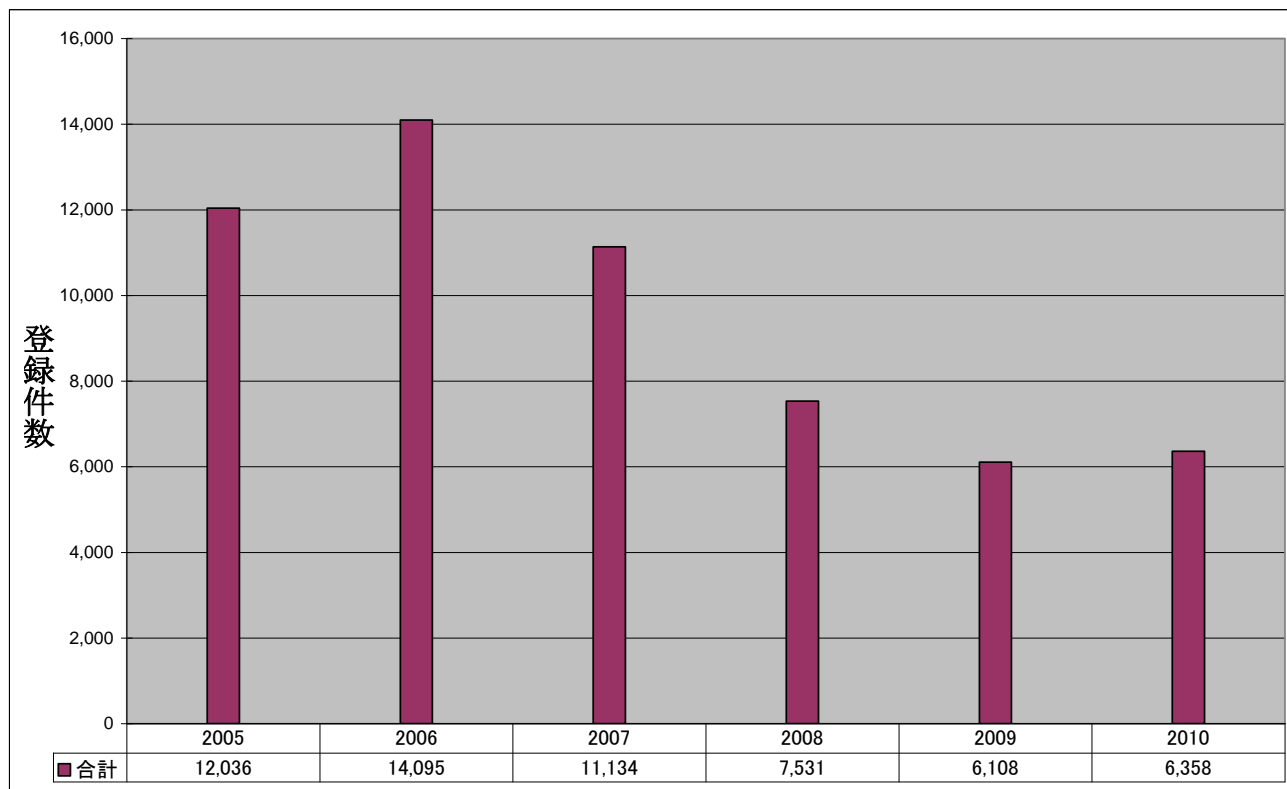
シンガポールにおける商標出願数2001－2010年度



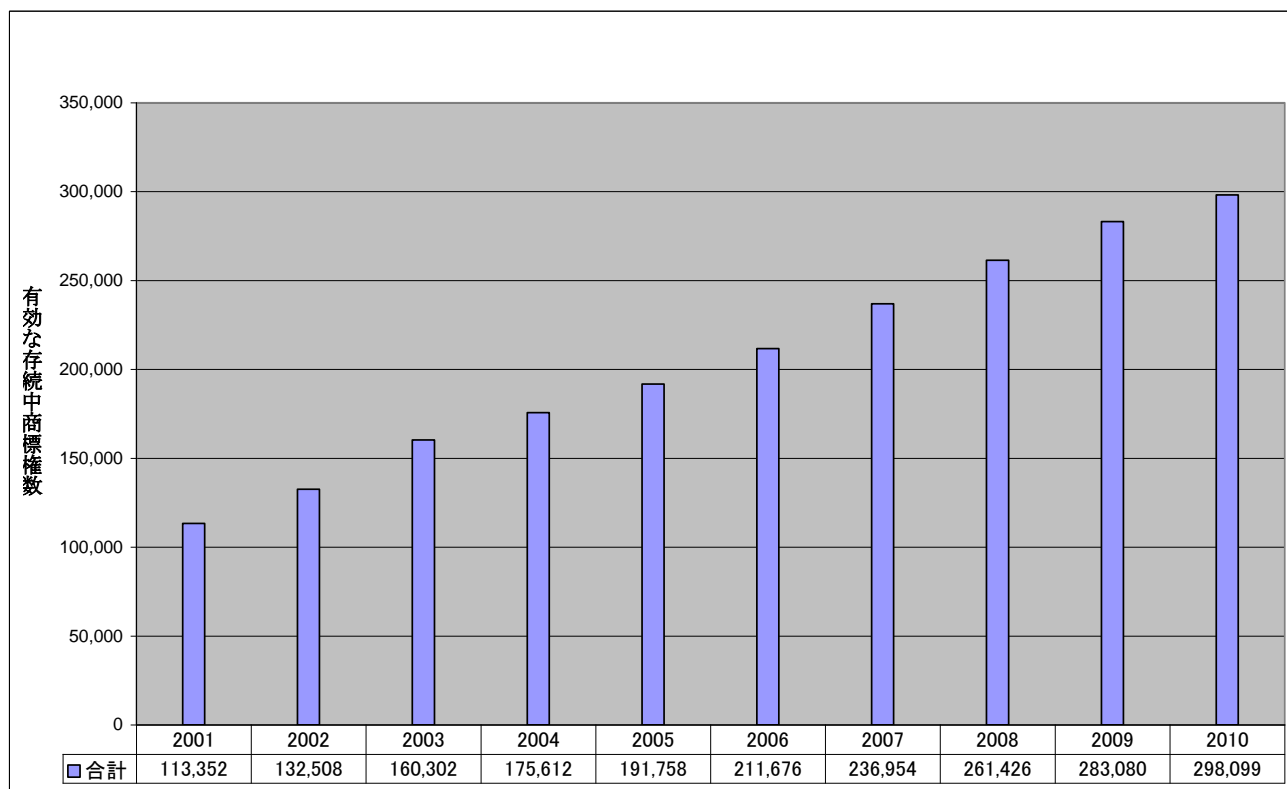
シンガポールにおける商標登録件数2001－2010年度



マドリッド協定による国際商標登録によってシンガポールで登録された商標数2005－2010年



シンガポールにおける有効な存続中商標権数2001－2010年



*上記統計はIPOS統計 2001－2010 年度からの抜粋。詳細は (IPOSstatistics20012010final1.pdf)を参照のこと。

1.3.3 商標登録の基準

商標法における登録性の主な基準は以下の通りである。

- 商標は文字、単語、名称、署名、数字、図形、ブランド、見出し、ラベル、切符、形状、色彩、包装の外観、またはこれらの組み合わせであること。⁵³
- 商標は絵画的に描写できるもので、権利者の商品やサービスと他者の商品やサービスを識別できること。⁵⁴
- 商標は本質上または事実上、商品やサービスの特徴を示すものであること。⁵⁵

登録可能な商標の例として以下のものが挙げられる。



⁵³商標法第7条(1)(a)

⁵⁴同上

⁵⁵商標法第7条(1)(b)～(d)および第7条(2)

1.3.4 商標登録に対する制限

一般原則

以下に該当する商標は登録不可能とみなされる。

- 悪意に基づき登録されたもの⁵⁶
- 公序良俗または道徳に反するもの⁵⁷
- 商品やサービスの性質、品質または出所について公衆を惑わす恐れのあるもの⁵⁸
- 法規則および法原則に反するもの⁵⁹
- 単に記述的なもの⁶⁰
- 商品やサービスの総称⁶¹
- 既存登録商標または未登録商標と同一または類似しており、既存商標の商品やサービスと同一または類似するもの登録されることにより、混同を生じさせるもの⁶²
- 著名商標と同一または類似のもの⁶³

新しいタイプの商標

立体形状の商標も登録可能である。立体形状での登録商標の例としてマクドナルド社が使用するパッケージの形状がある。⁶⁴



⁵⁶商標法第7条(6)

⁵⁷商標法第7条(4)(a)

⁵⁸商標法第7条(4)(b)

⁵⁹商標法第7条(5)

⁶⁰商標法第7条(1)(c)

⁶¹商標法第7条(1)(d)

⁶²商標法第8条(1)～(2)

⁶³商標法第8条(4)～(5)

⁶⁴商標第 TO119239J 号 (出願日: 2001年12月13日)

ただし商標が立体形状の場合は、それが以下のような形状であると登録できないという制限がかかる。

- 商品の性質に起因するもの⁶⁵
商品にとって自然な形状がある場合、例えばバナナに対してバナナの形状を登録しようとする場合など。
- 技術的結果を得るために必要なもの⁶⁶
商品の主な特徴である形状が機能的考察によってもたらされたされた場合。例えば、トリプルヘッド形状のシェーバーの登録をしようとする場合、トリプルヘッド形状には技術的效果があり、この技術的結果に到達するのに他に方法があるかどうかは問題ではないため、登録は不可能となる。
- 商品に相当な価値を与えるもの⁶⁷
形状が審美的な魅力を有しており、その商品の魅力的な形状によって消費者の購買意欲を抱かせる場合。

色彩のみからなる商標については、登録が認められてきた。例えば BP 社は同社のガソリンスタンドの外観「緑」色⁶⁸を登録している。



音の商標については、シンガポールでは登録が認められてきたが、においの商標は登録がまだ認められていない。これは、音の商標が五線譜上で十分に正確に図式化できる一方、においの商標についてはこれが不可能であることを理由とする。シンガポール商標登録局において登録されている音の商標の例として Nokia 社の着信音があるが⁶⁹、これは以下のように図式化できる。



⁶⁵商標法第7条(3)(a)

⁶⁶商標法第7条(3)(b)

⁶⁷商標法第7条(3)(c)

⁶⁸商標第 T9904253H号(出願日:1999年4月27日)

⁶⁹商標第 T0500415G号(出願日:2005年1月12日)

特定物に対する登録制限

ワインや蒸留酒の商標において地理的表示が含まれおり、その地理的表示で示された場所で生産されたものでないワインや蒸留酒に使用される、または使用される予定である場合は登録することができない。⁷⁰

人物の氏名または肖像を登録するには、その人物が生存中であるか最近亡くなったかにかかわらず、本人または法定代理人の書面による同意を提出する必要がある。⁷¹

また、特定の表現が含まれたものに対する様々な登録制限がある。例として、大統領の肖像⁷²、シンガポール紋章、大統領の紋章、王室の紋章、シンガポール政府または赤十字を連想させる言葉、ANZAC という言葉⁷³、紋章の描写⁷⁴等がある。

⁷⁰商標法第7条(7)

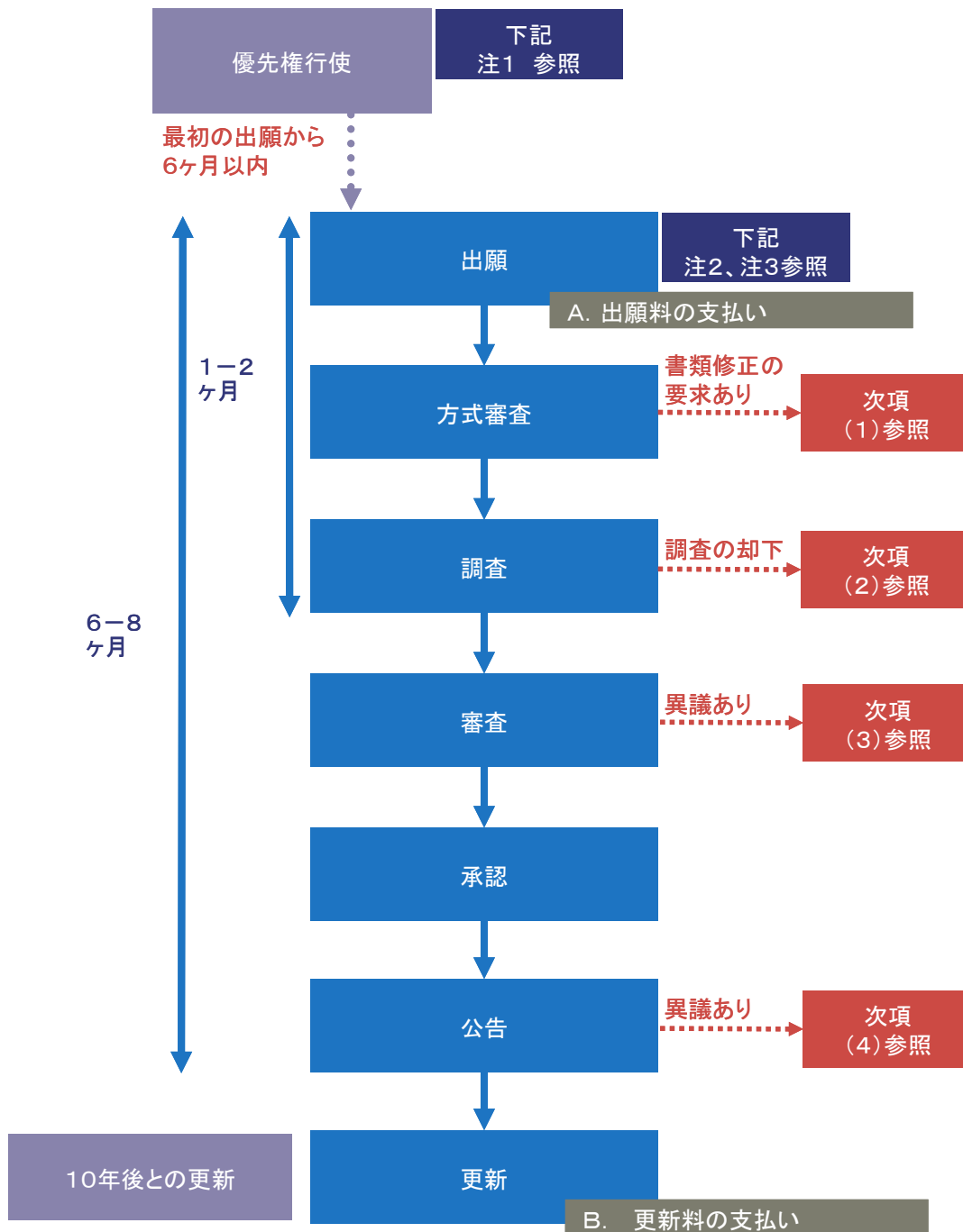
⁷¹商標規則第14条(1)

⁷²商標規則第11条

⁷³商標規則第12条

⁷⁴商標規則第13条

1.3.5 商標登録手続



注1: 優先権

- ・ 国際条約であるパリ条約に基づき、出願人が条約加盟国で最初に特許出願し、所定期間内に他の加盟国で同一の発明を出願した場合、最初の出願日に出願したのと同様の扱いを受けられる権利。日本、シンガポールは共に加盟国。

注2: 出願に必要な書類

- ・ 出願人の氏名・名称(個人又は企業名)と住所
- ・ 商標の明確な図面
- ・ ニース協定に基づく商品及びサービスの国際分類における商標登録を希望する商品及びサービスのリスト

注3: 分類クラス

- ・ 商標登録によって保護されるのは、申請された商品及びサービス分類にのみ及ぶ。
- ・ シンガポールでの商標登録の際は、ニース協定に基づく商品及びサービスの国際分類が採用される。
- ・ 34 分類クラスの商品と 11 分類クラスのサービスがある。

(1) 書類修正要求

- 登録当局は、出願人へ書類の不都合に関し修正要求を通達
- 出願人は修正を提出。これを怠ると申請を放棄したとみなされる。

(2) 調査拒否

- 調査官は以下の事項についての確認を行う
 - 申請商標と同一・類似商標の存在しないかどうか
 - 申請商標が地名で無いかどうか
 - 申請商標が医薬品の非独占的・一般的名称である国際一般名 (International Non-Proprietary Name) として保護されているものでないかどうか
 - 出願商標がニース協定に基づく商品及びサービスの国際分類に反したものでないかどうか

(3) 異議(オブジェクション)

- 審査官は申請商標が、商標法に基づいて登録可能なものかどうかを審査する。
- 審査官は出願人へ異議に関する通達をし、一定期間内に返答するよう要求する。
- 出願人が異議に内容を解決できなかった場合、申請は却下される。

(4) 異議(オポジション)

- 申請商標が公告されてから2ヶ月以内であれば、第三者は当該商標に異議を申し立てることができる。
- 異議が申立てられた場合、出願者及び異議申立ての申請者は登録当局にて異議申し立てに関する審議に出席し、そこで双方の主張を証拠と共に提出する。これを受け、登録当局は申請商標の登録の可否を決定する。
- 異議の申立てが無かった場合、または異議申し立ての事案が出願者の意向に即して解決した場合は、商標登録の完了となり、出願者に登録証書が交付される。

(シンガポールドル)

申請料(1クラスあたり)	
申請料	347(マニュアル申請) 341(オンライン申請)
更新料	270(マニュアル申請) 250(オンライン申請)

1.3.6 商標出願の補正

出願人は一定の条件下において、商標が実際に登録される前に商標出願の補正を申請できる権限を有する。商標法では下記の補正が認められている。

- 出願人の氏名・名称および住所
- 文字の誤り、印刷上および明白な誤植

ただし、補正が商標の独自性に実質的な影響を及ぼさず、出願において対象となっている商品やサービス範囲を拡大するものでないことが条件とされている。⁷⁵

しかしながら、商標出願がすでに登録が承認され公告されており、補正が商標の表示、または出願において対象となっている商品およびサービス範囲に影響を及ぼす場合は補正内容も公告される必要がある。

第三者は、登録が承認された本来の広告に対するのと同じ方法で、補正に対して異議を申立てることが可能である。⁷⁶

1.3.7 商標登録の補正

商標登録簿にすでに登録されている商標の補正は、一般的には認められない。唯一の例外は、登録権者の氏名・名称または住所が商標の一部を構成しており、補正がその氏名・名称および住所に限定され、補正が商標の独自性に実質的な影響を及ぼさない場合である。

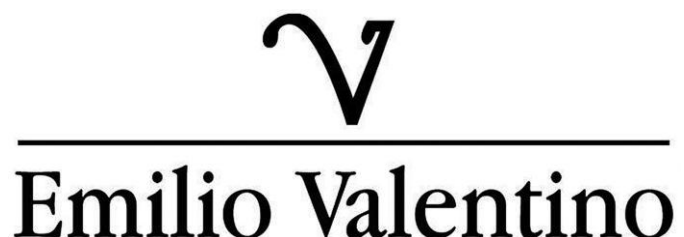
この補正は商標公報上で公告され、この補正によって影響を被る第三者は、登録出願に異議を申し立てるのと同じ方法でこの補正に異議を申し立てることが可能である。

1.3.8 商標権の確保に関する著名な判例法

Valentino Globe BV 対 Pacific Rim Industries Inc 事件[2010年]2SLR1203

シンガポール控訴審における同事件は、商標出願が悪意に基づき為されたものであるため却下されるべきであるという申立てに関するものである。出願人は「Emilio Valentino および V 字図形」商標登録を申請し、異議申立人は悪意性を含めた様々な根拠に基づき商標登録に異議を唱えようとした。それぞれの商標は以下の通りである。

出願人の商標



The image shows the logo for Emilio Valentino. It consists of a large, stylized, black 'V' symbol with a curved top and a small hook at the bottom right. Below the 'V' is a thick horizontal line, and underneath that line, the name 'Emilio Valentino' is written in a classic serif font.

⁷⁵商標法第14条

⁷⁶商標法第20条および商標規則第23条

異議申立人の商標



異議申立人は、出願人がイタリアの Emilio Valentino 氏の商標を模倣したと主張。しかしながら、異議申立人は出願人が実際に商標を模倣したことを証明する直接の証拠を有していなかったため、控訴審は悪意があったとの申立ては重大な申立てで、単なる推論によって証明できることは稀であると判断した。よって、悪意性に関する直接の証拠不十分により出願における悪意性は認められなかった。

Love & Co Pte Ltd 対 The Garat Club Pte Ltd 事件[2009 年]1SLR(R)561

シンガポール高等裁判所での同事件では、商標が登録可能となるために有すべき特徴について争われた。被告が登録した同事件における商標は、宝石に付帯する「LOVE」という言葉で、原告はこれを被告の宝石の特徴を示すものではないため登録不可能であると主張した。

被告の商標



裁判所は、「LOVE」という言葉が業界内で一般的に使用されている言葉であり、商品を購入する消費者に共通する目的の一つであるため、本質的な独自性を有するものではないと判断。また、当該商標の使用によって事実上の独自性を獲得するかどうかの検討を行ったが、事実上の独自性を示す証拠が不十分であるとして、裁判所は「LOVE」という商標は登録不可能であると判断した。

[特許庁委託]
模倣対策マニュアル シンガポール編(簡易版)

[著者]
ATMD バード & バード法律事務所

[発行]
日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
TEL:03-3582-5198
FAX:03-3585-7289

2012年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。